

市立東大阪医療センター公共工事の前金払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第41条に定める公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事（以下「公共工事」という。）に要する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び限度)

第2条 公共工事のうち次の各号に掲げる工事又は測量に要する経費については、当該各号に定める金額を限度として前金払をすることができる。

(1) 土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)のうち設計金額が10,000,000円以上で、かつ、工期が2月以上のも

請負金額の100分の40に相当する額(その額が150,000,000円を超えるときは、150,000,000円)

(2) 土木建築に関する工事の設計又は土木建築に関する工事の調査のうち設計金額が5,000,000円以上で、かつ、履行期間が2月以上のも

請負金額の100分の30に相当する額(その額が30,000,000円を超えるときは、30,000,000円)

2 公共工事で債務負担行為等によりその工期、履行期間又は納期が2以上の会計年度にわたるものの前項の適用については、同項中「請負金額」とあるのは、「当該会計年度における出来高予定額（前会計年度末までの出来高等に応じた請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）について部分払を行った場合で、当該部分払を行った額が前会計年度までの出来高予定額を超えるときは、当該超える額を控除した額）」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に満たない場合は、請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達するまでは、前金払をしないものとする。

4 第1項に規定する設計金額又は工期、履行期間若しくは納期に満たない公共工事であっても、理事長が特に必要と認めたものについては、当該公共工事の種類に応じ、同項の規定を適用することができる。

5 前払金の額に100,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(前払金保証証書の提出)

第3条 前条の規定により前金払を受けようとする者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結したうえ、前払金保証証書を理事長に提出しなければならない。

(追加前金払等)

第4条 前金払を行った第2条第1項第1号に係る工事について次の各号のいずれにも該当するときは、当該工事の請負金額の100分の20に相当する額を限度として、既にした前金払に追加し

て前金払をすることができる。

- (1) 工期が5月以上であること。
 - (2) 工期の2分の1を経過していること。
 - (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (4) 既に行われている当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 設計変更その他の理由により契約を変更した結果、請負金額が当初の請負金額の100分の50以上増額したとき又は100分の20以上減額したときは、それぞれ増額又は減額した額の100分の30（第2条第1項第1号に係る公共工事については、100分の40）に相当する額を限度として追加して前金払をし、又は既に支払った前払金を返還させることができる。
- （前払金の返還）

第5条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、すでに支払った前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 請負契約を解除したとき。
- (2) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。